二　出産手当金の支給を受けることができるとき　法第六十八条第十項ただし書の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額
三　傷病手当金附加金の支給期間に係る報酬の全部又は一部を受けるとき（前二号のいずれかに該当するときを除く。）　法第七十一条第一項の規定により支給される傷病手当金の額に相当する額
第二十七条第一号中「被扶養者」の下に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の下に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。
第二十八条第一項中「千分の五・二一」を「千分の五・四二」に、「千分の四十・八九」を「千分の四十・九七」に、「千分の四十五・三一」を「千分の四十五・二三」に改め、同条第二項中「千分の二・七二」を「千分の三・〇三」に改める。
第二十八条の二第二項中「千分の十・四二」を「千分の十・八四」に改める。
第三十三条中「平成二十七年度」を「平成二十八年度」に改め、同条第一号中「九百三十円」を「千百六十円」に改め、同条第二号中「四百九十七円」を「千二百二十三円」に改め、同条第三号中「五百八十八円」を「六百四円」に改める。
附則第十五項中「五百八十八円」を「六百四円」に、「五十円」を「百二十七円」に改める。
別表第三公立学校共済組合青森支部の項及び公立学校共済組合福井支部の項を削る。

附　則

1　この変更は、平成二十八年四月一日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、別表第三中公立学校共済組合青森支部の項を削る改正規定は、平成二十八年七月一日から実施する。
2　第二十六条の八第一項中「標準報酬の日額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の日額をいう。）」を「報酬の日額」に改める改正規定は、平成二十七年十月一日から適用する。
3　改正後の第二十六条の八の規定は、実施日以後に給付事由が生じたものについて適用し、実施日前に給付事由が生じたものについては、なお従前の例による。
4　改正後の第二十八条及び第二十八条の二の規定は、平成二十八年四月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年六月十五日であり、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年二月十九日
掲載頁　六十二頁（号外第三十六号）

平成二十八年五月十日
東京都中央区銀座一丁目一三番一〇号
（甲）株式会社ＭＧＦ
代表取締役　折田　直也
東京都中央区銀座一丁目一三番一〇号
（乙）株式会社フェディー
代表取締役　折田　直也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
甲は、会社法第七九六条二項の規定により、乙は、会社法第七八四条一項の規定により、株主総会の承認は経ずに合併を決定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月十八日
掲載頁　七十八頁（号外第九十号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十八年四月二十五日
掲載頁　六十一頁（号外第九十五号）
平成二十八年五月十日
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（甲）サノフィ株式会社
代表取締役　ファブリス・バスキエラ
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号
（乙）ジェンザイム・ジャパン株式会社
代表取締役　パスカル・リゴディ

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年五月十一日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月十日
掲載頁　一五一頁（号外第一五五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年七月二十一日
掲載頁　七十頁（号外第一六三号）
平成二十八年五月十日
東京都品川区大崎四丁目二番四号
（甲）東京ガスライフバルカンドー株式会社
代表取締役社長　飛田　茂
東京都目黒区目黒三丁目二番三号
（乙）東京ガスライフバル目黒株式会社
代表取締役社長　大泉　正弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.taiyonet.com/
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十八年五月十日
鹿児島市南栄三丁目一四番地
（甲）株式会社タイヨー
代表取締役　清川　和彦
鹿児島市南栄三丁目一四番地
（乙）有限会社美福屋酒店
取締役　清川　和彦

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、甲は乙の栃木工場における樹脂製造事業に関する権利義務を承継し乙は甲にそれを承継させることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十八年六月十四日に予定しております。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月二十二日
掲載頁　一四七頁（号外第一三八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十七年六月十六日
掲載頁　一一六頁（号外第一三四号）
平成二十八年五月十日
大阪府枚方市招提大谷二丁目一四番一号
（甲）日本ペイント・オートモーティブコーティングス株式会社
代表取締役　山田　光夫
東京都品川区南品川四丁目七番一六号
（乙）日本ペイント株式会社
代表取締役　相田　新吾

新設分割公告

当会社は新設分割により新設するニッスイファルマ・コスメティックス株式会社（本店所在地山梨県北杜市長坂町渋沢七二五番地一）に対して当会社の化粧品事業に関する権利義務を承継させることといたしました。
この会社分割は、平成二十八年五月九日に会社法第八〇五条に基づき株主総会決議を経ずに決定いたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
平成二十八年五月十日
東京都台東区上野三丁目二三番九号
日水製薬株式会社
代表取締役社長執行役員　小野　徳哉